

割賦販売法の規制について

ご質問 1

1. 包括信用購入あつせん業への参入について、これまでご検討されたことがあるかどうかお聞かせください。ある場合、特に規制の観点から、参入を見送られた経緯、もしくはネックとなっている点をお聞かせください。

回答

- ・業登録を既にしている。
- ・現在包括信用購入あつせん業に参入しております。
- ・検討あり。
ネックとなっている点
 - 純資産要件（法33条の2第1項4号、34条の3の3）
 - 指定信用情報機関の情報使用義務（法33条の2第3項）
 - CSRS1（反社チェック）が割販法のみ対応で、当社が資金移動業の審査にて行っている反社チェックとは別に反社チェックが必要となる（暴対センターのDBを民間に開放いただけるとありがたい）
 - 申請から登録までの審査に時間を要している。（反社照会に時間を要する）
 - 登録申請が紙ベース（電子的方法が認められないか）
 - 打ち合わせ等について、関東経済局が物理的に距離があるため、オンライン会議等にて対応できるとありがたい。
- ・包括信用購入あつせん業参入のサービス設計における最大のハードルは犯収法対応であると認識しております。
- ・信用情報の照会や与信判断を行うシステムの開発にコストがかかる。
また、クレカ番号等の管理体制の整備についても、万全の体制を整える必要があり、大きなコストになりそう。

ご質問 2

2. 中間整理では、特に以下の事項について方向性が示されております。こうした方向性に沿って制度の見直しを行った場合、包括信用購入あっせん業への参入について検討しうるかどうかについてお聞かせください。

また、参入の検討をしない場合、その理由をお聞かせください。

- ①リスクベース・アプローチ
- ②与信審査における性能規定の導入
- ③情報利活用（API等）
- ④時代の要請を受けた消費者保護の課題（成年年齢・書面交付）

回答

- ・時代の流れに合わせて適宜改善されていくことは良いことに思う。
- ・ご質問 1 と同様、既に包括信用購入あっせん業に参入しております。
各整理項目について導入・活用することを検討したいとは考えます。しかしながら、現時点の情報では全て対応することは言い切れないと感じております。
ご了承くださいますようお願い申し上げます。
- ・検討しうる。
- ・犯収法上の特定事業者とならないのであれば、検討対象となる可能性が上がるように思います。
- ・規制緩和により包括信用購入あっせん業への参入ハードルが下がったり、サービス展開の幅が広がることは、歓迎。

ご質問 3

3. 少額（極度額最大10万円程度）分野で、リスクベース・アプローチの考え方に基づき、規制を合理化した枠組みを構築する場合、こういった項目を合理化すべきかについてお聞かせください。

（例：純資産要件、催告期間・催告書面、資本要件、体制整備、取引条件表示等）

回答

- ・一般論にはなりますが、特にスタートアップ企業等資力のない事業者にとって、新規参入検討時には、資本要件や純資産要件等が障壁となるものと思料します。これらの項目につき、当該事業者の企業体力を加味しつつも一定合理化を図ることで、参入が活性化され则认为ます。また、少額であるから消費者保護を図る必要がないわけではありませんが、リスクベース・アプローチという観点からすると、少額であることを理由に取引条件の表示義務を免除または軽減する、20日間催告や支払停止の抗弁を要する民事ルールを軽減するなどの施策があっても良いように思います。
- ・闇雲に規制対象とする必要は無い。現行上で、消費者保護の観点で考慮すべきときに、検討を実施するのが望ましい。
ただし、IDやパスワード漏洩対策等のセキュリティ対策は必須。
- ・少額とはいえ、顧客が不利益を被ることが無いことが大前提にあると考えるます。
そのため、カード番号の適正管理、取引条件表示などは必要最低限な部分を合理化すべきではないかと思われます。

ご質問 3

回答続き

- ・催告書面の電子化。催告期間の短縮。
- ・スマホアプリにて提供されるサービスなど、webやアプリを利用することを前提としたサービスについては、取引条件の表示等の書面交付の求められたら書面、という部分も不要とし、一律電子的方法による交付としていただきたい。
- ・指定信用情報機関の利用、登録を必須としない。
- ・支払可能見込額の調査を必須としない。
- ・国際ブランドがついていないクレジットカード番号のセキュリティにかかる体制整備
- ・アクワイアリング規制についても同時に合理化していただきたいと考えます。新制度を対象とする加盟店については調査義務を合理的な内容で軽減する、特に、既存の包括信用購入あっせんとの関係で加盟店管理対象となっている（他のイシューとの関係も含む）先については初期調査を不要として早期サービス開始が可能となるようにするなど。
- ・グループ全体としては相応に信用力があっても、当該事業を営む会社はそうでないこともある。したがって、純資産要件や資本要件は、必ずしも個社の数字のみで考える必要はないのではないか。

ご質問 4

4. 3. ②に関し、中間整理では、「当該事業者が用いる与信審査手法を明らかにした上で、延滞率（又は貸倒率）を適切に設定するとともに、定期的なレポートを行うことを通じ、事前チェック及び事後チェック（プレッジ・アンド・レビュー）により、適切な管理を担保することとする。その際、いたずらに事業活動を制約することがないように、経済環境の変化等に留意することが必要である。」とされております。包括信用購入あつせん業に参入する前提のもと、こうした枠組みが制度化された場合、

①活用したいと思うか

②活用を進めるための条件（制度の具体的なあり方）は何か

③制度化するにあたり、留意すべき事項はあるか

についてご意見をお聞かせください。

回答

- ・制度を定めること自体は否定しませんが、既存の包括信用購入あつせん業者も、そうでない業者も、自らの創意工夫に基づくビジネスモデルに従って与信判断を行っている部分もあることから、かかる既存のビジネスモデルを阻害しないような制度としていただきたいです。
- ・あまり事業者側の負担になるものにはしない方が良い。
- ・活用を検討したいと思います。

信用情報機関への登録については、現在の情報に加えて、性能規定に基づく顧客であることの印は付けていただいた方が各社の審査時で有効かと思われます。

指定信用情報への照会は、支払可能見込額調査としての義務に加え、各社の審査基準に大きく関連しているものと思われますので、明確化されていることが望ましいと考えます。

回答続き

- ①・活用希望
- ②・「与信審査手法を明らかに」→与信審査手法は、事業者の営業秘密に該当するもののため、少なくとも詳細を公開、公表できるものではなく、どこまでを明らかにすべきか、につき、留意が必要と考えます。
 - ・「延滞率の適切な設定」→一時的な延滞率の上昇により即法令違反等とならないようにしていただきたい。（例えば、数ヶ月間の延滞率で判断する等としていただきたい。）
 - ・「定期的なレポート」→運用上過度な負担とならないようにしていただきたい。また、書面によるレポートではなく、メール等による報告としていただきたい。
- ③・ ②のとおり。

ご質問 5

5. (指定) 信用情報機関の信用情報の使用・登録に関して、以下2点お聞かせください。
- ① 割賦販売法上の制度としての見直し要望事項はございますでしょうか
(例：使用義務として課されている照会項目を〇〇のみに限定して欲しい…)
 - ② 信用情報機関の運用上の見直し要望事項はございますでしょうか。
(例：加入にかかる時間を短縮して欲しい、柔軟なシステム接続方法を認めて欲しい…)

回答

- ・コストと利用可能時間、API化要望
 - ・要望はございません。
- ① ・ 少額（極度額最大10万円程度）分野において、独自の与信モデルを構築した上で運用実績もある場合には、消費者の借過ぎ防止や事業者の貸倒れリスクを大きく勘案する必要はないと考えられます。一方で、当該事業者にとっては、構築したモデルの変更を行うことがビジネスに与える影響が大きい故に、指定信用情報機関の使用・登録が義務付けられることは、当該義務が生じる領域への参入障壁となり得ます。そのため、一定要件を充足した与信モデルを構築し、消費者に対する過剰与信を防止するための体制を整えている場合には、指定信用情報機関の使用・登録を義務とすることに関し、緩和することにも必要ではないかと思料いたします。
- ・ 少額与信等低リスクであれば、照会、登録不要として頂きたい。
- ② ・ 信用情報機関以外の情報をもって利用者に対する与信を図ることが可能なビジネスモデルがあることも踏まえて、信用情報機関における運用も、包括信用購入あつせん業者にとって使い勝手の良いものであることが必要だとは思います。

ご質問 5

回答続き

- ②・指定信用情報機関と接続するためのコストやハードルが高いため、以下の点の見直しを要望いたします。
- クラウドサーバとの接続を可として頂きたい。
指定信用情報機関側のシステムが古く、クラウドサーバから接続できない。物理的なサーバをこのためだけに構築する必要がある。
 - 接続、加入にかかる期間の短縮。
個人情報管理等の審査に3ヶ月、接続までに6ヶ月（専用線の敷設に3ヶ月、テストに3ヶ月）を要する。
 - 指定信用情報機関から提供される仕様書につき、指定信用情報機関側のメールサーバ上の課題により、一定以上の容量の資料を送信できない。このため、仕様書が分割して送付され、読みづらい。
 - 仕様書が古く最新版ではないものが送付されるときがある。
 - CICへの加盟契約を締結しないと、最新版の仕様書を送付いただけないため、開発になかなか着手できない。
 - 指定信用情報機関との通信の仕方等システム技術が古いため、最新化して頂き、事務コストを減らしたい。
 - ◆ オンライン伝送でHULFTを利用しないといけない
 - ◆ OSSで誰でも無料で利用できるようなプログラム（例えばCICLOCK2のような暗号化プログラム）を月額ライセンスで購入しないといけない
 - ◆ リアルタイム通信としているCPU照会にはリアルタイムではない（APIとして提供してほしい）

ご質問 5

回答続き

- ②・指定信用情報機関と接続するためのコストやハードルが高いため、以下の点の見直しを要望いたします。
- 指定信用情報機関との通信の仕方等、システム技術が古いため、最新化して頂き、事務コストを減らしたい。
 - ◆ 接続に関し発生する費用の見直し
80円／件＋専用線がNTT・KDDIそれぞれで敷設必要、契約先も多数必要
 - ・運用上の要望としては、利便性の観点から、照会ができる時間帯を延長したり、24時間化したりしてほしい。

ご質問 6

6. クレジットカード会社のAPI解放について、以下の点をお聞かせください。

- ①クレジットカード会社へのAPI解放の要望はございますでしょうか。また、ある場合、それはどのようなAPIで、どのように活用することを想定されていますでしょうか。
- ②制度枠組みとして、銀行法における仕組み（API解放努力義務、電子決済等代行業者の登録制）をどのように評価されますか。

回答

- ・ハウスカード主体のため、APIがどの範囲まで求められるか、明示して欲しい。
- ・現時点で要望はございません。（まだ検討前でございます）

①・現状においては特にございません。

- ②・登録対象として想定されていたFinTech事業者以外の事業者（ペイジーを利用する事業者等）も登録対象になるなど、金融庁が当初想定していたより多数の事業者が登録対象となり、事業者が混乱した、関東財務局など登録申請を受け付ける部門もリソースが逼迫し申請手続きが遅れがちであった、という話を聞いている。仮に割賦販売法においても同様の枠組みを設けるのであれば、関係しうる事業者への丁寧なヒアリング等によりビジネスの実態をつぶさに確認したうえで、どのような事業者に影響があるか、また、監督官庁においてどのように対応リソースを確保していくかなども合わせて検討すべきと考えます。
- ・API開放については、ニーズやクレジットカード会社側の意見も踏まえ、努力義務とすべきか、どの部分のAPIを対象とするか、慎重に検討すべきと思います。

ご質問 6

回答続き

- ①・クレジットカード会社によるAPI開放そのものは歓迎すべきと考えます。しかしながら、「何を目的に」「どのような機能を」API化するのが重要だと思われます。PSPの観点からするとクレジットカード会社がAPI開放することで、リアルタイム性の担保とコスト削減が図れるのではないかと思います。現在のクレジットカード会社のシステムはバッチ処理が大量に行われており、加盟店審査、登録、売上データなど非同期通信が多く、システムで自動化することも困難だと推測されます。API化によりすべてのやり取りが自動化およびリアルタイム処理されれば、コスト削減や利便性の向上は大きいと思います。また、(グローバルな観点から見ると余計な) 中間サービスが排除されることを期待します。日本のクレジットカード決済手数料が高止まりしている理由は複雑かつ複数の要因があることは理解しておりますが、中間サービスを排除することで手数料が低減されよりキャッシュレスが進むきっかけになればとは思っております。他には、リスク管理の観点でもAPI利用により加盟店審査を迅速化したり、不正利用をリアルタイムで検知、防止するような使い方もあるのではないかと考えます。海外のアクワイアラーはこのようなAPIの使い方をしていると認識しております。
- ②・銀行法の取組は非常に好ましいと考えますが、利用する人や企業の人数が多いためだと思われます。クレジットカード会社がAPIの開放をしたところで利用する人や企業の人数が相対的に少ないと推測されるため、銀行法ほどの規制が必要なのか疑問です。また、グローバルな観点からすれば既にブランド(VisaやMastercard)がAPI化しているため、本当にクレジットカード会社がAPIを開放すべきなのか疑問な部分もございます。

回答続き

- ・API開放については、銀行法のように全事業者一律の義務ということで制度化する場合、カード事業者が非常に数が多いため、接続する側にとっても制度対応コストが非常に大きくなり得るため、慎重な検討が必要と考えます。（特に、API基盤への高額な課金が発生する場合、接続する側にとって却って大きな経営リスクとなります）
- ・一般論として、クレジットカード会社がそれぞれ異なる仕様のAPIを用意してしまった場合、接続事業者はそれぞれの使用に合わせシステムを構築する必要があり、コストがかかりすぎる。銀行APIでも同じ状況であり、仕様の統一がなされることが望ましい。

ご質問 7

7. 書面交付義務について、スマートフォン・PC完結型のサービスについては電子的な情報提供のみによることを可能とすることや、既存のクレジットカードビジネスにおいて、事前の承諾なく電子的な情報提供を可能とする（求められた場合は書面の交付が必要）とすることについてどのように考えるかお聞かせください。

回答

- ・少額決済について与信審査を柔軟化するのであれば、それにより過剰与信防止の趣旨は全うできるという理解もあると思います。かかる理解の下、書面交付義務については、原則としてスマートフォンで確認することができるなど電磁的方法による提供でも問題ないとの整理も可能ではないかと思います。
- ・お客さまの生活様式のデジタル化が進む状況から必要であると考えます。
- ・求められた場合に紙による交付義務が残っているため中途半端と感じます。結局お店によるレシートプリンターの購入を間接的に促しているため、キャッシュレス推進の阻害要因となっていると考えます。
- ・原則電子的な情報提供とすべき。（求められた場合の書面交付義務も不要としていただきたい）

ご質問 7

回答続き

- ・電子決済のいわゆる「ペーパーレス化」および業務効率化を推進するために必要かつ重要な見直しであると考えます。

他方、仮に既存のクレジットカードビジネスにおいて「求められた場合は書面の交付が必要」という要件を残すことになると、包括信用購入あっせん業者の負担増・効率化の阻害になることが懸念されるので、何らかの方法で消費者保護手段を確保しつつも、電子的提供への完全移行を可能とする法整備を希望します。

また、平成28年改正における加盟店のペーパーレス化についても、「書面交付を求められたときは、書面交付」という義務が残っているために、加盟店としては万が一求められた場合に書面交付できるようなインフラ整備をする必要があり、結果として、加盟店の負担増加・カード決済の拡大の阻害要因となっています。加盟店においては、「求められた場合は交付」という個別対応の煩雑を避けるために、消費者の要望のいかんを問わず全ての場合に書面交付をするという実務になりがちであることも指摘されます。電子決済のペーパーレス化、効率化ひいては電子決済促進のためには、加盟店の書面交付義務についても、何らかの方法で消費者保護手段を確保しつつも、電子的提供への完全移行を可能とする法整備を希望します。

- ・プラスチックカードを発行しない場合、書面交付義務を満たすためだけの郵送コストが発生する可能性があり、その郵送コストは事業者にとっても負担になると考えられる。

ご質問 8

8. その他、割賦販売法の規制に関し、ご要望がございましたらお聞かせください。

回答

- ・ある一定水準に達したブラックリストを共有することは、過剰与信防止や不正防止の観点で有用に思われます。
- ・信用情報機関のシステム照会の柔軟性（氏名住所生年月日電話番号での照会）
- ・ぜひなるべく早く実現していただきたい。
- ・今後の法改正において、将来のビジネスを見据えて、例えば義務にかかる部分を規則や府令に落とし込む等により、ビジネスの変化に柔軟に対応できるようにしていただきたい。
- ・事業者の自主規制に委ねることができる点がないか、今後検討いただきたい。
- ・現在ライセンス不要とされているマンスリークリアについては、引き続きライセンス不要としていただくことを要望。
- ・委託先監督義務についても、リスクベースアプローチを適用し、重要な業務の委託かどうかで監督義務の高低を考えてはどうか。
- ・割賦販売法では、債務不履行を理由に期限の利益を喪失させるためには（※1）書面（電磁的方法を利用した催告は認められない）による（※2）20日以上の間を定めた通知が必要（30条2の4）とされ、債務者の交渉状況等を問わず一律の運用となっている。

（※1）電子メール、会員サイト等での連絡手法も普及しており、書面以外での通知を認めることができないか。

（※2）連絡不能と判断された場合等一定の条件を満たした場合には、20日以上の間を設けずとも、速やかに期限の利益の喪失を認めることはできないか。



Thank you.